

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就業後1年間就業した場合に想定される年間の総賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就業後1年間就業した場合に想定される年間の総賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就業後1年間就業した場合に想定される年間の総賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者が就業後1年間就業した場合に想定される年間の総賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50 %</u> 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記届出制手数料は消費税は含まれておりません。別途加算となります。

実際に適用する手数料につきましては、相談のうえ、上記の範囲内で契約書にて取り交わすものとなります。

許可番号 26-ユ-300679

事業所の名称 株式会社京都総研コンサルティング

事業所の所在地 京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町691番

返戻金制度について

返戻金制度	
本紹介所の職業紹介により就職した求職者（貴社に採用された人材）が就業開始後（入社日起算日とします）、自己都合による退職もしくは、その本人の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、本紹介所は求人者（採用企業）の求めにより、成功報酬（紹介手数料）の一部を下記のとおり返還するものとします。ただし、退社等が貴社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。	
記	
退社等が	
（１）入社後１か月以内の場合	成功報酬（紹介手数料）の８０％
（２）入社後１か月から３か月以内の場合	成功報酬（紹介手数料）の５０％
（３）入社後３か月から６か月以内の場合	成功報酬（紹介手数料）の５％
（成功報酬には消費税および地方消費税を含みます）	
以上	

許可番号 26-ユ-300679
事業所の名称 株式会社京都総研コンサルティング
事業所の所在地 京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町691番